

第2章 第2期：官・民による都市機能の充実・発展期

2. 1 本章の目的

本章では、1980年3月の筑波研究学園都市の概成以降、官プラス民の取組みにより都市がどのように拡大、充実していったのかを明らかにするため、2005年8月のつくばエクスプレス開通以前の時期、すなわち1980年4月から2005年7月までを第2期として、科学万博の開催やつくば市の成立を契機とした都市機能の充実・発展の動きを、分散型都市や自動車依存型都市の形成、官から民への都市開発主体の移行、市民生活や研究活動を支える仕組みの構築の観点から記述する。

この時期は第1期に引き続き東京との間を結ぶ鉄道路線が未整備の時代であり、そのような状況にあっても官と民による都市施設の整備が進み、都市的土地利用が面的に拡大していった時期である。

2. 2 科学万博と万博関連を含む都心地区整備

(1) つくばセンタービル

第1.5節で述べた「都心地区」に建設すべき諸施設の中で、「学園会館」が第4次マスタープランにおける都市軸の中心的存在となる複合的施設として、その立地条件、施設構成から特に重視されていた。学園会館は1975年に開始された日本住宅公団による中心市街地の整備に関する第1次調査では「学園センタービル」と呼ばれていた。日本住宅公団は1978年に設計者の選定をプロポーザル方式で行うこととし、審査の結果1979年に磯崎新アトリエに設計を依頼することが決定された。学園センタービルは1983年6月に正式名称「つくばセンタービル」として竣工した。同ビルは市民ホール、住民センター、シティーホテル、各種商業施設、業務施設の多様な機能が一体化された区分所有建物であり、大きくはホテル棟、業務棟、ホール棟の3躯体からなる。特に「ノバホール」¹は座席数1,003の本格的な音楽ホールであり、その後の筑波研究学園都市の文化面の展開を支えた功績が大きいといえよう。マスタープランでの都心地区の施設としての学園会館の精神はほぼそのままつくばセンタービルとして結実したと考えられる。

¹ ノバホールは桜村（現、つくば市）の施設で財団法人つくば都市振興財団が運営する。

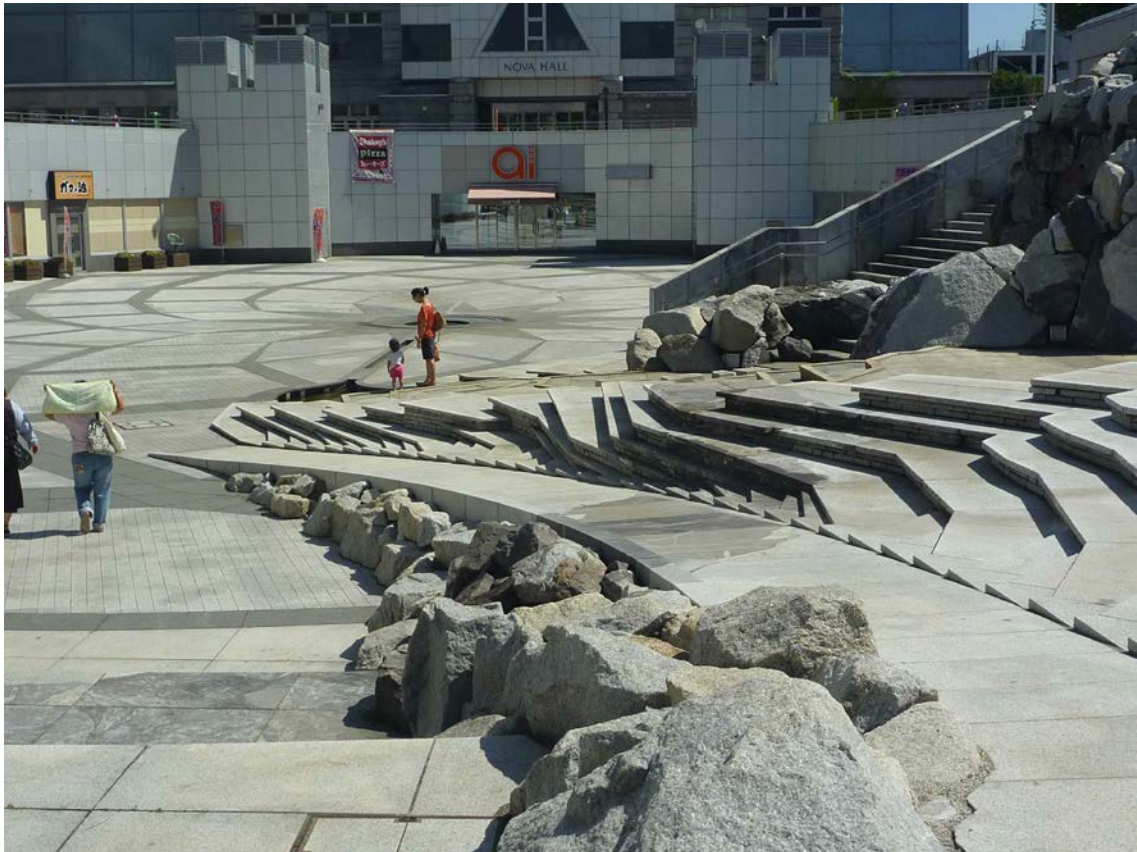


写真 2-1 つくばセンタービル広場（2011年9月撮影）

（2）科学万博

筑波研究学園都市の新都市としての国内外へのお披露目として、国際科学技術博覧会（以下、科学万博と略記する）の開催が国家プロジェクトとして企図された。それは1979年11月の閣議了解で正式決定された。国際博覧会条約にもとづく特別博覧会で、呼称は「科学万博—つくば'85」とし、統一テーマは「人間、居住、環境と科学技術」であった。博覧会の主会場は都心地区から西へ約4km離れた谷田部町御幸が丘の筑波西部工業団地予定地（101.4ha）であり、その他に都心地区北部に第2会場（2.6ha、会期終了後は恒久施設「つくばエキスポセンター」となった）が設けられた。

科学万博は1985年3月17日に開幕し、184日の会期で9月16日に閉幕した。総入場者数は2,033万4,727人で、目標の2千万人を突破し、担当した国際科学技術博覧会協会によれば全体収支が84億円の黒字となり、ひとまず「大成功」をおさめたことになる。

当時の科学万博に対する評価は、科学万博の出展規模が最大を達成し、科学技術の理解を深めることに貢献したほか、筑波研究学園都市の知名度・評価を高めることに役立ったといったプラスの評価²に対し、国際博覧会の魅力が薄れ、博覧会会場の混雑と輸送手段

² 国際科学技術博覧会協会の公式記録における評価。

の課題が明らかになったとのマイナスの評価³もあり、賛否両論様々であるが、「筑波研究学園都市」、「つくば」、「筑波」の国内外での知名度を高めるという当初の目的が達成されたと認められる。

(3) 科学万博に関連する都心地区整備

科学万博はつくばの知名度を高めることの他に、新都市にとって必要な各種施設等の開幕日までの整備を促すという効果をもたらした。

常磐自動車道に関して言えば、先に1981年4月に谷田部~柏間が開通していた。科学万博への東京方面からのマイカーや団体バスによる来客に対応すべく1985年1月に柏~小菅ランプ間が供用開始されて、筑波研究学園都市は東京と高速道路で直結された。

科学万博会場へのアクセス道路がいくつか建設され、筑波研究学園都市の広域的道路ネットワークが拡充された。都心部では鉄道駅のない筑波研究学園都市の玄関となるような交通施設として「つくばセンター交通広場」が1985年3月に竣工した。これはバスターミナルであり、バス路線はつくばセンターを核として再編成された⁴。科学万博開催期間中は来客を運ぶために主会場とつくばセンターを結ぶシャトルバス路線が設定された。なお、1987年にはつくばセンターと東京駅を結ぶ高速バス路線が開設され、公共交通に関する陸の孤島状態が若干和らいだ。

それまで大規模商業施設がなかった筑波研究学園都市の都心部に、1985年3月にショッピングセンター「クレオ」がオープンした。キーテナントとして西武百貨店とジャスコが進出し、多数の専門店も含むものであった。これは住宅・都市整備公団（1981年に日本住宅公団を改組）が企画した広域的な生活利便施設であり、官により作られたつくばの街に民間資本の進出を促すものであったといえる。また、クレオと同時期に都心部の竹園1丁目に大手量販店のダイエー筑波店がオープンし、民間商業施設の一層の充実をみた⁵。

(4) 科学万博以降における都心地区の都市的施設の継続的整備

筑波研究学園都市の第2期には、科学万博の後にも都心地区の機能を強化する、交通関連施設や商業、文化交流施設等の様々な都市的施設が官・民の役割分担のもと継続的に整備され、筑波研究学園都市の機能強化に貢献した。

自動車依存の都市構造である筑波研究学園都市の都心部の駐車場需要に応えるために、共同利用駐車場としての立体式駐車場が建設された。一つは、ショッピングセンター・クレオに隣接する収容台数1,036台のつくば西駐車場（現、南1駐車場）であり、1988年

³ 毎日新聞の社説（1985年9月16日）。

⁴ 交通広場は2010年につくばエクスプレスのつくば駅前広場として全面改造された。

⁵ ダイエーは2002年に撤退した。

に竣工した。もう一つは収容台数 720 台のつくば南 1 駐車場（現、南 3 駐車場）であり、1994 年に開業した。共同利用駐車場とはセンター地区の複数の施設から発生する駐車需要に対応するために設置され、センター地区全体として一元的に管理される一般公共の用に供する路外駐車場のことである。管理運営は 1988 年に設立された財団法人つくば都市交通センターが行っている。

都心部に不足していた業務機能を導入するために、新住宅市街地開発法の特定業務施設の建設が図られた。公募により三井不動産株式会社が選定され、1990 年 4 月につくば三井ビルディングが竣工した。同ビルは地上 19 階地下 1 階、高さ 88m のオフィスビルであり、19 階の展望コーナーから筑波研究学園都市の広がりを見望できる。また、その高さの故に市内各所から視認できる都心地区のランドマークとなった。

広域的な地域住民の文化的な要求に応えるため、都心地区につくば文化会館アルスが 1990 年にオープンした。同施設はつくば市立中央図書館、つくば美術館（茨城県運営）、多目的ホールの複合施設である。

クレオの他に都心地区の商業施設の拡充として、レストランを中心とする専門店ビル MOG（モグ）が 1993 年にオープンした。

筑波研究学園都市の研究学園地区への移住者と他地区住民との文化的交流を図るため、高水準の教育文化活動を支援する施設を都心地区に整備する方針の下に、市民交流センター「つくばカピオ」⁶が 1996 年 7 月にオープンした。同施設は競技施設（アリーナ）と舞台設備（ステージ）を有する複合施設で、実施設計はプロポーザル方式によって谷口建築設計研究所が担当した。全市的なコミュニティ活動の拠点としてのスタートであった。

筑波研究学園都市をわが国の科学技術の国際交流の拠点として育成すべく、本格的な国際会議場の建設が都心地区南端に計画され、1999 年 6 月に「つくば国際会議場・エポカルつくば」⁷がオープンした。同施設は、全体面積約 23,000m²、SRC 造 4 階、国際会議、シンポジウム、研究会、展示会、コンサートなど各種の利用に対応する大ホール（1,250 席）、中ホール、大小会議室、交流サロン、レストラン等からなる。また、隣接して「筑波第一ホテル・エポカル」（現、オークラフロンティアホテルつくばエポカル）がオープンした。以後、多数の国際会議他のイベントが同施設で開催され、科学技術面での国際交流に一役買っている。

また、後述するつくばエクスプレスに備えた都市整備の動きもあった。つくばエクスプレスの地下駅（現、つくば駅）への道路アクセス面の改善を図るため、立体街路「花室トンネル」が建設され、1998 年 9 月に供用開始された。同トンネルは土浦学園線と学園中央通り線を地下で結ぶものであり、鉄道地下駅の新設に備えた都心部道路ネットワークの

⁶ つくばカピオはつくば市の施設で財団法人つくば都市振興財団が運営する。

⁷ つくば国際会議場は茨城県と独立行政法人科学技術振興機構の施設でつくばコンgresセンター（代表団体は財団法人茨城県科学技術振興財団）が運営する。

修正といった意味合いをもつ⁸。

2. 3 周辺部における都市開発とスプロールの進展

(1) 科学万博跡地等における工業団地開発

科学万博の主会場の跡地は当初の予定通り茨城県により研究開発型の筑波西部工業団地として開発された。科学万博の宣伝効果が十分に発揮され、民間企業の誘致は好調であった。茨城県はその他に筑波北部工業団地を、住宅・都市整備公団はつくばテクノパーク大穂、つくばテクノパーク豊里、つくばテクノパーク桜の工業団地を開発して企業を誘致し、先に 1981 年に土地区画整理事業換地処分公告をした東光台研究団地とあわせて筑波研究学園都市への産業集積が図られた。進出企業は科学技術の街つくばというイメージや国立試験研究機関や大学との連携に期待するという面を持っていたであろうと考えられる。図 2-1 に示すこのような複数の工業団地の郊外展開は、筑波研究学園都市建設法の周辺開発地区への産業の導入を目的としており、筑波研究学園都市の第 2 期における市街地の拡散という土地利用状況の変化につながっていった。

(2) 新規土地区画整理事業

筑波研究学園都市第 1 期には研究学園地区の市街地を整備するための公団施行の土地区画整理事業が大規模に実施された。第 2 期の科学万博の後の時期に、少数の土地区画整理事業が図 2-1 に示すように追加的に行われ、市街地の若干の拡大を見た。

筑波大学の東側に、面積 65.7ha の桜柴崎土地区画整理事業が公団施行により 1988～1999 事業年度で実施された。当地区は研究所、工場等を誘致する工業団地「つくばテクノパーク桜」を含んでいる。また、1990 年に地区計画を定めており、研究所・業務施設・工場及び住宅等の複合的な市街地形成を目的として多様な用途の適切な立地と優れた景観の形成をめざして、建物用途の制限や敷地面積の最低限度(500 m², 3,000 m²)、壁面の位置の制限、建物の最高高さ(20m)等の制限を定め、順調に市街化が進んでいる。

北部の東大通りと西大通りが交差する付近に、面積 38.9ha の宿西土地区画整理事業が組合施行により 1992～2001 事業年度で実施された。当地区は 1996 年に地区計画を定めており、商業施設と住宅が共存する地区となるよう、建物用途の制限や敷地面積の最低限度(165 m², 200 m²)、壁面の位置の制限、建物の最高高さ (20m, 15m, 12m) 等の制限を定め、順調に市街化が進んでいる。

これらより少し遅れた時期の組合施行土地区画整理事業として、薬師地区(面積 6.9ha、

⁸ 本項の事実関係は主に都市基盤整備公団(2002a)p.150-155,168-169 の記述の要約による。

1989～2006 事業年度、1993 年地区計画決定）と台町地区（面積 26.1ha、1989～2008 事業年度、1992 年地区計画決定）があり、既存幹線道路沿道の街並み以外での住宅の立地が徐々に進んでいる。さらに遅れて、花室西部地区の組合施行土地区画整理事業（面積 11.6ha、2004～2009 事業年度、2004 年地区計画決定）があり、低層住宅主体の市街化が進んでいる。



図 2-1 第 2 期の工業団地と土地区画整理事業の区域⁹

⁹ 図 2-1 は「つくば市都市計画マスタープラン」2005 年の「土地利用計画図」を編集したものである。

(3) 市街化調整区域におけるスプロールの進展

筑波研究学園都市においては、計画開発区域に市街化区域が指定され、新住宅市街地開発事業や土地区画整理事業が進むとともに、その周辺の既存集落や農地、山林は市街化調整区域に指定されている。その既存集落周辺等において、都市計画法第43条第1項第6号に基づくいわゆる既存宅地確認制度による個別の建築行為が行われ、小規模宅地、未接道、既存インフラへの過重依存等の問題を抱えたスプロールの市街化が進んだ。

この既存宅地確認制度は、市街化調整区域におけるいわゆる「農家の二三男住宅」の適用対象者を茨城県（2003年からは特例市となったつくば市に権限移譲）が独自に拡大したもので、市街化区域からの近接要件、連担要件に加え、①小学校区を同一にする、②隣接大字に、③10年以上の居住経験があれば、市街化調整区域に自己用の一戸建て専用住宅を建設できるという制度で、2000年の都市計画法の改正で廃止（2010年までの経過措置あり）されたものである。

筑波研究学園都市においては、それまで純農村だった地域において、筑波研究学園都市の建設に伴う新市街地の造成、市街化区域の拡大や分散型指定により、本来既存宅地の要件外だった地域が既存宅地制度の適用が可能となったことや、市街化区域と周辺部の市街化調整区域との地価の差が大きく、旺盛な一戸建て住宅の需要があったこと等により、既存宅地確認制度による市街化調整区域の個別開発が進んだとの分析がなされている¹⁰。

¹⁰ 既存宅地制度に係る事実関係、分析については、小山雄資,吉田友彦(2003)と小野尋子,大村謙二郎(1998)による。

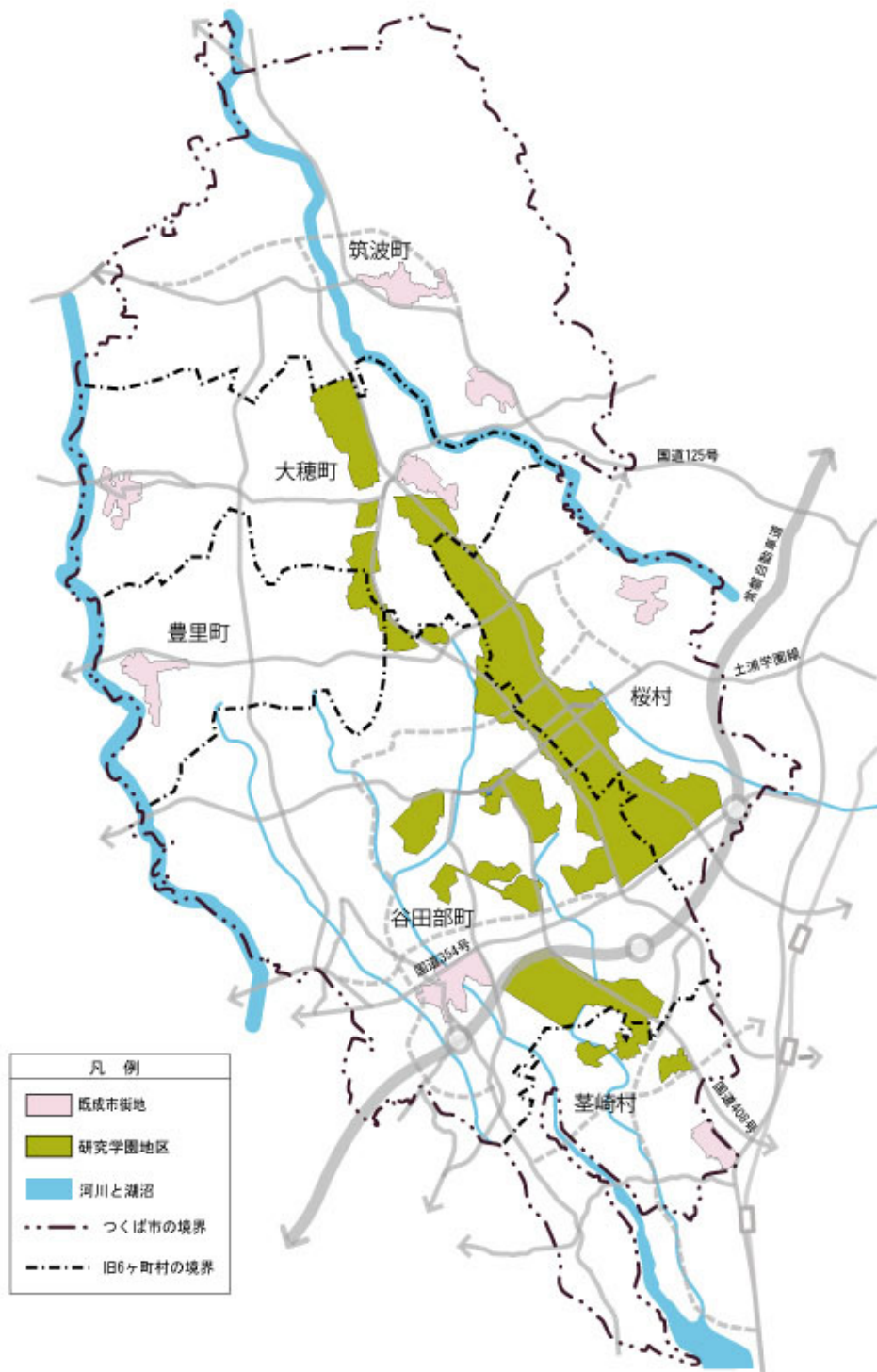


図 2-2 つくば市合併以前の旧 6 か町村の区域¹¹

¹¹ 図 2-2 は「つくば市都市計画マスタープラン」2005 年の「土地利用計画図」を編集したものである。

2. 4 つくば市の成立

筑波研究学園都市の建設にあたり事業区域となる関係 6 か町村(筑波郡筑波町、大穂町、豊里町、谷田部町、新治郡桜村、稲敷郡茎崎村)は行政区域界を超えて様々な形での協力を迫られた。1972 年から移転機関の家族の居住が始まり、6 か町村は研究学園都市の開発地区に共同して上水を供給する事務組合である「筑南水道企業団」を組織し、次に下水道の事務を共同処理する事務組合である「筑南地方広域行政事務組合」を組織した。後者は 6 か町村全域をサービスエリアとするし尿衛生処理、ゴミ処理、消防、圏民センター、老人福祉センター、火葬場等の施設整備と運営にあたり、市制の成立に先行して広域行政サービスを提供した。しかしながら、国や茨城県の立場からは将来の一元的な行政の実現が望まれるとの見方が強まっていった。

1980 年 3 月竹内藤男茨城県知事は県議会において「地元住民の意識の啓発等を行うことなどにより、合併機運の醸成を図って参りたい」と述べ、その後も同様の主旨の発言を繰り返した。一つの目標として 1985 年の科学万博の開幕までの合併というラインが示された。しかし、6 か町村には大きな波紋が広がり、意見はまとまらず、この時期には合併の実現を見なかった。

科学万博の後の 1987 年 6 月に茨城県知事は関係 6 か町村長との会議を招請し、改めて年内合併の成立を要請し、その席上で、合併のスケジュール、いくつかの合併の方式とその効果、合併反対論への対応策、それに今後の都市建設について意見が交わされた。知事の合併再要請の後、県主導の合併に対する反発の声や首長や議員のポスト減に対する抵抗感等があったものの、各町村は互いに対等合併案、部分合併案、段階合併案などの各種方式について議論を重ねた結果、1987 年 10 月には筑波町と茎崎町(1983 年に町制移行)を除く 4 町村の対等合併案が最も現実的な方式として浮上した。4 町村では 10 月 26 日、合併協議会設置に関わる臨時議会が開かれ「筑波研究学園都市関係町村合併協議会の設置」を可決し、直ちに第 1 回合併協議会が開かれた。協議会では合併スケジュール、合併協定、新しく誕生する市の名称、特別職員の取り扱い等が協議され、この時点で新市の名称を「つくば市」とすることが決まった。

1987 年 10 月 31 日に 23 項目にわたる合併協定の調印式が県知事、県議会議長などの立ち会いの下に行われた。11 月 2 日には 4 町村議会において合併議案が議決された。次いで 11 月 9 日、県議会は 4 町村の合併と市制施行について審議し、つくば市制の成立が議決承認され、翌 10 日自治大臣に届け出された。国は「4 町村を廃止し、新たに『つくば市』が 11 月 30 日から発足する」旨を 1987 年 11 月 20 日付自治省告示第 160 号で告示し、新市が誕生した。

4 町村合併に加わらなかった筑波町では、11 月 11 日の全員協議会において賛成多数で編入合併を了承した。1988 年 1 月 7 日には筑波町をつくば市に編入合併する合併協議会が開かれ、1 月 31 日付で市への編入が承認された。また、茎崎町では、1987 年 12 月 11

日の町議会で合併協議会設置の議決を行い、合併の時期、方法等について検討されたが、結局、合併には加わらなかった。このように県知事による合併再要請から7ヶ月という比較的短期間のうちに、5町村の合併による市制が実現した。

上記期間の合併をめぐる様々な関係者の思惑や泥臭い出来事については、毎日新聞水戸支局（1989）が詳しく描いている。

筑波研究学園都市を担う行政体が1市1町である時期がしばらく続いた後、つくば市は2002年11月1日に茎崎町を編入合併し、この時点で行政体はつくば市1市に統合された。わが国の大規模ニュータウンの中では、元々複数の自治体にまたがっていた計画対象区域全体が単独の基礎自治体になっている例は他には見あたらない。合併に至るまでには紆余曲折があったものの、単独の基礎自治体として都市の将来に関わる重要事項を意志決定できる体制が整ったことは、行財政運営の効率化と基盤の強化、行政サービスの充実、広域的なまちづくりといった点¹²から、筑波研究学園都市の発展にとって大きな力となったのではあるまいか¹³。

2. 5 独自の都市づくり

筑波研究学園都市においては、都市計画法等によらない独自の都市づくりに関する制度の考案、運用等の取り組みが行われた。本節では、茨城県の条例（つくば市成立後は市の条例）による敷地制限と文教地区の用途制限の例に加え、住宅・都市整備公団による景観審査会の景観形成の例を紹介する。

（1）敷地制限条例

筑波研究学園都市の研究学園地区の区画整理民有地を中心とした市街地が無秩序な建築行為による混乱を生じないようにするため、茨城県は対策を検討し、1981年4月から、建築基準法第50条に根拠をおく「茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例」（県敷地条例と略記する）による最小限敷地規模規制と敷地台帳の制度の運用を開始した。当時は建築基準法第53条の2による最小限敷地規模規制は存在しなかった。

県敷地条例は茎崎村（町）、桜村、谷田部町、大穂町の4町村における研究学園地区の第2種住居専用地域（908ha）と住居地域（1,538ha）に適用され、最小限敷地規模を165m²とした。適用対象地区のうち、国の研究機関、大学、公務員宿舎等の官公庁用地を除いた約500haの区画整理民有地が条例の本来の対象地区であった。

敷地認定の申請者は、付近見取図、敷地平面図、土地登記簿謄本を添えて自治体へ申請

¹² つくば市・茎崎町合併まちづくり計画(2012)p.3の記述による。

¹³ 第2.4節の事実関係の多くは都市基盤整備公団(2002a)p.148-150の記述の要約である。

する。敷地面積は 165m²以上でなければならない。申請が受理されると境界杭が交付され、申請者はそれを敷地の角の内側に設置する。自治体職員 2 名が現地で実測確認してから、敷地認定通知書が申請者に交付される。また、認定された敷地は敷地台帳の認定番号、認定年月日、申請者住所・氏名、敷地の地名地番、敷地面積、備考の各欄に記載される。同時に、旧日本住宅公団が作成した縮尺 1/500 の土地区画整理換地図をベースマップとした敷地図に、認定された敷地境界線と認定番号が赤く記載される。

建築確認申請の際には、敷地認定通知書の写しが添付されていないと、申請が受け付けられない。当時の建築確認申請は地元自治体を經由して県土木事務所へ送られるので、自治体は敷地の二重使用等をチェックすることが可能なくみであった。

この、おそらくわが国で最初の本格的な敷地台帳を伴った最小限敷地規模規制のしくみを定めた県敷地条例は、その後の 5 町村が合併したつくば市と茎崎町の併存時期を経て、茎崎町編入合併後の現つくば市になってから廃止された。新たに 2003 年 4 月に「つくば市建築物の敷地制限条例」が制定され、制度が引き継がれ（市条例により罰則規定が強化）で、現在に至っている。

合併に伴う時期の違いにより、条例の運用手続きは変遷を重ねてきたが、自治体の大きな行政負担なく約 30 年にわたり区画整理民有地の小規模建築行為を排除してきた本制度は、わが国の都市計画制度・建築確認申請制度のあり方に、一つの解決策を示唆するものとなっていよう¹⁴。

（2）文教地区条例

筑波研究学園都市の研究学園地区に秩序を乱す用途の建物が立地することを防止するために、茨城県は上述の県敷地条例と同時に、「茨城県筑波研究学園都市文教地区条例」（県文教地区条例と略記する）を 1981 年 4 月から施行した。これは都市計画法第 8 条の特別用途地区として都市計画決定され、第 1 種文教地区（約 554ha）、第 2 種文教地区（約 1,887ha）、第 3 種文教地区（約 255ha）に区分されている。用途地域の建物用途制限に上乘せして、床面積に応じた店舗用途の制限や風俗営業用途の制限等を課している。

県敷地条例と同様に、つくば市の茎崎町編入合併後に県文教地区条例は廃止され、2003 年 4 月に「つくば市文教地区建築制限条例」が制定され、制度が引き継がれ（市条例により第 1 種文教地区における制限用途の拡大と床面積の緩和のほか、罰則規定が強化）で、現在に至っている。

¹⁴ 本項は河中俊(2007) の要約である。

(3) 住宅・都市整備公団の景観審査会

筑波研究学園都市第2期に入ると、都心地区の整備が本格化する中で、都心地区の土地利用を踏まえた総合的な景観計画策定のための調査が実施された。1980年8月に報告された日本住宅公団による「筑波研究学園都市における景観構成に関する調査」は、既に進行している土地利用と新たな景観について居住者がどのように意識し評価しているかを地域ごとに調査し、その基礎調査から都心地区の景観形成上の課題を示した。1983年には同委員会による2次調査がまとめられ、そこでは都心地区について街区レベルの景観形成のガイドラインとなる「中心地区景観計画」が作成された。さらに景観誘導策として「茨城県筑波研究学園都市景観条例」の制定による景観審議会の設置が提案されたが、これは結局実現しなかった。

中心地区では1985年の科学万博の開催も間近にせまり、各種施設の整備が進んでおり、それらはいずれも都心景観を構成する上で大きな影響力を持つことから、これらの施設を対象に景観誘導のための方策・体制の確立が急がれていた。そこで、茨城県による条例の制定に先がけ、その助走的役割を果たすものとして1983年4月に住宅・都市整備公団研究学園都市開発局長の諮問機関として「筑波研究学園都市景観審査会」が設置された。

研究学園地区の景観・環境の形成については、公団取得地の一時使用契約に際してその敷地の使用条件を建築事業者側に付すことで一定の水準を担保してきた。しかし、機能や構造が多様化・複合化する都心施設には従来の計画標準では対処しきれず、新たに「中心地区景観計画」が作成された。これは、中心地区を、土地利用計画による性格づけに従っていくつかの街区に分け、各街区で発生する建築行為が良好な街区景観の形成に資するようになるガイドラインである。この景観計画では、各街区毎に原則として①敷地利用・建築形態等、②色彩・テクスチャ、③植栽、④サイン等の4項目について具体的な誘導方針が作成され、関連事業者に示された。

また、景観審査会は学識経験者、行政関係者、住宅・都市整備公団研究学園都市開発局長で構成され、中心地区内の景観上重要な建築行為等を対象に、建築物等の形態、意匠、色彩、および敷地の緑化等について審査し、民有地における建築行為についても、県及び関係市町村の要請に応じて助言することができるものとされた。具体的な審査手続きは審査会規約により、(1)事業者が公団取得用地で建築行為を行う際に、土地所有者である公団との間で敷地利用条件について協議するが、その際、景観形成上の条件として「中心地区景観計画」が示され、(2)事業者はその計画が示す敷地利用条件等にもとづいて基本計画を作成して審査会に提示し、(3)審査会ではその審査結果を開発局長に報告し、局長はその報告内容にもとづいて建築事業者に意見を提示する、という手順がとられた。

本制度の下で景観審査会は、都心地区における住宅・都市整備公団の土地の売却とともに、1983年から1992年までに計27件の建築物等を審査した。これにより、数値的な規制だけではなし得ない高水準な都市景観の形成が図られ、景観法による景観条例や景観審

議会のしくみがなかった時代の先進的な取り組みであったと言えよう¹⁵。

2. 6 研究交流・市民交流活動

(1) 研究交流活動

国の試験研究機関と大学が移転し、また研究開発型工業団地に民間企業の研究所を多数誘致した筑波研究学園都市では、産学官の情報交流が図られて各主体が連携することが期待されていた。主な研究交流組織としては、次のようなものがある。

・筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会（筑研協）

1976年設立、1980年改組。筑波研究学園都市に所在する産・学・官試験研究機関、大学等を中心に構成され、「産学官の研究機関等の相互連携、協力」を目的として、専門委員会等を設置して、交流、調査、要望等の活動を行った。1999年時点の構成会員は103機関であり、会長は国立研究所の所長が持ち回りで、事務局は研究交流センターが担当していた。2004年に筑波研究学園都市協議会と合併して、筑波研究学園都市交流協議会に改組。

・研究交流センター

科学技術庁の機関として1977年に設立。研究者相互の「研究上の接触の場の提供」を目的に設置された共同利用施設で、研究交流のための講演会、セミナー等の開催、研究活動に関する広報活動、国際会議場・会議室・展示場などの提供を行っている。

また、2004年まで筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会の、2004年以降は筑波研究学園都市交流協議会の事務局を運営してきた。

・筑波研究学園都市協議会（研学協）

1977年設立。筑波研究学園都市の将来像をふまえ、会員相互の緊密な連携をはかり、真に住み良い成熟した都市づくりを目的に、行政機関、都市づくりに関係する機関、立地機関等により構成され、交通事業、情報収集提供等を行った。1999年時点の構成会員は114機関であり、会長は茨城県知事が、事務局は県企画部が担当していた。2004年に筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会と合併して、筑波研究学園都市交流協議会に改組。

・筑波研究学園都市交流協議会（筑協）

2004年に筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会と筑波研究学園都市協議会を統合して設立。「筑波研究学園都市の国際性を活かし、筑波研究学園都市の将来像をふまえ、会員相互が研究交流、共通問題等について相互に緊密に連携し、必要な意見交換を行う

¹⁵ 本項の事実関係は都市基盤整備公団(2002a)p.114、都市基盤整備公団(2002b)p.91-96の記述の要約による。

とともに、真に住み良い成熟した都市づくりを図ること」を目的とする。この目標を達成するため、次の事項について協議するとともに必要な活動を行う。

1. 研究交流及び産官学連携に関すること。
2. 都市づくり及び環境に関すること。
3. 普及広報及び情報発信に関すること。
4. 国際交流・協力に関すること。
5. その他必要な事項。

事務局は研究交流センターが担当している。

このほか、筑波研究学園都市において産官学連携による研究交流から研究成果の産業分野への応用開発、製品化を目指すそれぞれの分野の推進組織が設立されている。

・(株) 筑波研究コンソーシアム

1977年設立。技術主導型の中堅企業8社が東光台研究団地内に共同で設立した異業種交流を目的とした研究組織で、本都市の国立研究機関や筑波大学と交流することによって「産・学・官」が一体となった新しい研究開発体制づくりをめざしている。

・(株) つくば研究支援センター

1988年設立、1989年業務開始。産官学の研究交流を軸とした研究開発支援のための拠点で、県・国・企業が出資する第三セクターであり、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法（民活法）に基づくリサーチ・コアである。インキュベート、施設提供、研究交流、人材育成、情報提供事業等を行っている。

・筑波大学先端学際領域研究センター（TARA）

1994年設立。産官学研究連携による最先端学術研究の推進、研究成果の社会還元を目指す。

これらの組織はそれぞれが活動実績を持っているが、筑波研究学園都市全体として研究交流が非常に活発であったかと問えば、産官学が連携した高度な取組や国際的な評価を得られるような実績が知的集約の割に少ないといった評価や、筑波研究学園都市では主に基礎的研究に力が投入され、応用開発・製品化といった面では成果に乏しいといった評価¹⁶もあった¹⁷。

（２） 市民交流活動

筑波研究学園都市第1期の当初転入者の生活面での苦勞は、第2期になると日常生活利便施設が整備され、次第に過去のものになっていった。第2期に入ると、生活上の潤い

¹⁶ つくば国際戦略総合特区地域協議会資料(2011)の記述による。

¹⁷ 第2.4節の事実関係の多くは茨城県(1999)p.21-22の記述による。

を充足するようなイベントが始まった。それらは、新しい「祭り」であった。

1981年は二つの祭典が始まった年である。一つは「第1回筑波学園マラソン大会」であり、地元6か町村の主催で5km、10km、30kmのロードレースが行われた。1985年には科学万博の開催を記念して、競技種目にフルマラソンが加えられた。1981年開始のもう一つの祭典は、「まつりつくば81」であり、村の神社の境内に代わり都心の公園を舞台とする新しい形の祭りであった。両者とも現在に至るまで継続している。

また、クラシック音楽を主体とした分野では、1984年からノバホールにおける「つくばコンサート」が始まった。また科学万博の開かれた1985年に同じノバホールを拠点として「つくば国際音楽祭」が始まった。両者は背景こそ違うものの、1983年にオープンしたつくばセンタービルのノバホールを舞台に、リーズナブルな料金で手軽に生のクラシック音楽を楽しめる場として、現在に至っている。ノバホールというすぐれた施設（ハードウェア）が音楽の楽しみというソフトウェアを支えていると言えよう¹⁸。

さらに、市民が主体となった花と緑のまちづくりの取り組みとして、市民をベースに産官学が協力して公共用地の花壇整備、環境デザイン、交流活動を推進するNPO法人「つくばアーバンガーデニング」が1998年に設立された。以後、市内の広場やペデストリアンデッキでの花壇づくりや100本のクリスマスツリーイベントの企画による市民交流が進められている¹⁹。

上記にとどまらず、第2期の筑波研究学園都市は市民生活の面で普通の都市としての歩みも始めており、市民組織による様々な活動が幅広く展開して第3期の現在に至っている。

ところで、筑波研究学園都市が建設される以前からこの地域に住んでいた住民を「旧住民」、建設された後に国の研究機関や大学あるいは進出した民間企業の関係者としてこの地域に住むようになった住民を「新住民」と呼ぶことがある²⁰。旧住民と新住民とは生活基盤、ライフスタイル、価値観等が異なり、同じ地域に住みながらほとんど交流がないことが、行政関係者の間では一つの克服すべき課題とされていた。例えば上述のクラシックコンサートはもっぱら新住民のための企画であった。「まつりつくば」は両者の数少ない交流機会としてとらえられている。

¹⁸ つくばコンサート実行委員会(2012)によれば、企業協賛を得られないといった運営難に陥ったつくばコンサートは、2013年1月をもって活動を終了した。

¹⁹ つくばアーバンガーデニングについては、ハウジングコミュニティ財団(2005)の事例集のほか、NPOのHPによる。

²⁰ 筑波研究学園都市の生活を記録する会(1985)p.288-296等に描かれている。

2. 7 官と民による都市機能の充実と面的拡大

(1) 官と民による都市機能の充実

筑波研究学園都市は第1期末に、官による都市インフラ施設、公的試験研究機関、大学、公務員宿舎等の建設による概成を見たものの、都市として必要な施設の整備・拡充は残された課題となっていた。第2期に入り、1985年開催の科学万博を契機として、様々な都市施設が整備された状況は、第2.2節で述べたとおりである。科学万博は第2期の初期の最も重要な「しかけ」であった。

科学万博に向けた諸整備において、官によるものとしては、自動車交通の面では、常磐自動車道、科学万博会場へのアクセス道路（広域的道路ネットワーク）、つくばセンター交通広場（バスターミナル）があげられる。また、官によって仕掛けられた民間投資の誘導として、ショッピングセンター「クレオ」、複数の工業団地への民間企業進出をあげることができる。科学万博は筑波研究学園都市のPRの場となりつつ、官による施設整備と民の進出・立地の誘導という二重の促進効果をもたらす「しかけ」であったと言えるであろう。言わば官と民による都市機能の充実がなされたのである。

科学万博以降も、第2.2節で述べたように都心部への官と民による施設の整備は続いた。官によるものとしては、つくば市の成立以降、立体式駐車場、つくば文化会館アルス、市民交流センター「つくばカピオ」、つくば国際会議場「エポカルつくば」、立体街路「花室トンネル」があげられる。民間の進出としては、つくば三井ビルディング、専門店ビルMOG（モグ）、国際会議場に隣接したホテルがあるが、区画整理民有地等の一般市街地への民間の建築物の立地も盛んであった。民の進出が継続的になされていった。

なお、つくばエクスプレス沿線開発の5地区については、第3期を扱う第3章でとりあげる。

(2) 都市の面的拡大と分散化傾向

ところで、第2期は筑波研究学園都市の一段の面的拡大がなされた時期でもある。筑波研究学園都市建設法の周辺開発地区において、上述の複数の工業団地の整備が行われた。筑波研究学園都市建設法の研究学園地区が、第1.3節で紹介した公団による第4次マスタープランに描かれたように、郊外部に研究機関が分散立地している分散型の都市であったのに加えて、さらに工業団地が分散配置されることになった。さらに、市街化調整区域における既存宅地確認制度等による個別の建築行為が増加し、既存集落周辺においてスプロール化が進み、都心部を強化しつつ分散型都市の性格を一段と強めたのが第2期であると言えよう。

また、第2期の後期である1999年3月（1998年度末）に、筑波研究学園都市の法定事

業が完了した。法律的にはその時点で筑波研究学園都市が「完成」したことになる。

(3) 市民生活や研究活動を支える仕組みの展開

1987年のつくば市の成立に伴い、筑波研究学園都市としての一元的な行政の実現がなされ、単独の基礎自治体として都市の将来に関わる重要事項の意思決定が行われるようになり、各種の独自の都市づくりの取組みがなされるようになった。並行して、筑波研究学園都市に立地する研究機関と大学、産業、行政が連携して研究交流活動に取り組む様々な動きや、つくば市民としての自覚をもとにスポーツ、文化の交流や市民が主体となったまちづくりの取組みが行われるようになった。

第2期は、筑波研究学園都市のハード面の整備が完成するとともに、このような都市運営のソフトな仕組みも様々な主体の参画を得て進められ、交通面の不便さは残るものの、大きく生活環境が改善された時期であるといえよう。

<第2章の参考文献リスト>

- 茨城県(1999)『筑波研究学園都市』
- 小野尋子,大村謙二郎(1998)「筑波研究学園都市建設と調整区域開発：既存宅地確認の要件範囲とスプロールの視点から『都市住宅学』23号,p.77-82
- 河中俊(2007)「『筑波敷地条例』による敷地台帳の26年間の運用の変遷とその評価」『日本建築学会技術報告集』第13巻第26号,2007年12月,p.777-780
- 小山雄資,吉田友彦(2003)「筑波研究学園都市の市街地外延部における戸建て持ち家建設の動向」『日本建築学会大会学術講演梗概集』2003年9月,p.1187,1188
- 筑波研究学園都市の生活を記録する会編(1985)『続・長ぐつと星空：筑波研究学園都市のその後』筑波書林
- つくば国際戦略総合特区地域協議会資料(2011)
- つくばコンサート実行委員会(2012)『つくばコンサート ホワイエ』79号,2012年6月24日
- 『つくば市・荃崎町合併まちづくり計画：新都市建設計画』2012年12月
- 都市基盤整備公団(2002a)『筑波研究学園都市 都市開発事業の記録』都市基盤整備公団茨城地域支社
- 都市基盤整備公団(2002b)『筑波研究学園都市 都市開発事業の記録 資料集』都市基盤整備公団茨城地域支社
- ハウジングアンドコミュニティ財団(2005)『住まい・まちづくり活動事例集:住まい・まちづくり活動団体の実践的な取組みに関する調査事業から』
- 毎日新聞水戸支局(1989)『検証・つくば合併』筑波書林